

令和4年6月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年6月1日(水)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和4年6月1日(水) 午前9時03分
閉 会 日 時	令和4年6月1日(水) 午後11時43分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 田 中 克 美 坂 本 晃 金 子 雄 一
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 3 6 号	鴻巣市税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 3 9 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 藤崎 秀也
 市長政策室副室長 伊藤 和代
 市長政策室参事兼
 秘書課長 小林 勝
 秘書課副参事 中山 浩一
 市長政策室参事兼
 総合政策課長 鈴木 誠司
 総合政策課副参事 富田 真久

(総務部)

総務部長 岩間 則夫
 総務部副部長 田島 盛明
 総務部参事兼
 職員課長 関根 正
 総務部参事兼
 やさしさ支援課長 小川 裕子
 総務課長 小倉 英樹
 ICT 推進課長 中根 哲
 契約検査課長 中越 好康

(財務部)

財務部長 山崎 勝利
 財務部副部長 谷 広明
 財務部副部長 矢澤 欣子
 財務部参事兼
 資産管理課長 関口 敬一
 財政課長 高田 史
 税務課長 原口 佳之
 収税対策課長 野口 高志
 資産管理課副参事 山岸 晃
 会計管理者 関口 泰清
 会計課長 沼上 早苗
 監査委員事務局長 小川 哲夫
 監査委員事務局副局長 鈴木 恵子
 吹上支所長 岡田 和弘
 川里支所長 山縣 一公

書 記 佐伯 幸子

書 記 中島 達也

(開会 午前9時03分)

(委員長) それでは、ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。竹田悦子委員と田中克美委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第36号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例、議案第39号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法を進めたいと思います。質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第39号については補正予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

先ほど説明させていただいたとおり、関連する部署ごとに議案審査をし、そのたびごとに休憩を挟みます。閉会時は残っている部の職員のみで対応としますので、関係しない執行部は退席をお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますようよろしくをお願いいたします。

この方法で異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時06分)



(開議 午前9時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) 議案の質疑の中で、議案第39号に関してちょっと資料請求をさせていただきたいと思います。

本会議場でも永沼議員が質問をしていましたが、補正予算の中で公用車駐車場として購入しようとしている土地はどこにありますかという質問をしておりました。広さはどのくらいかとか駐車場は何台かという質問をしていましたが、やはり正確を期して審議するために、公用車駐車場として購入しようとしている土地について、まずどこの場所にあるのか、位置図、それから面積、それから駐車車の配車予定図、また工期期間などを資料請求していきたいと思えます。

2点目には、三次元台帳という今回一般会計の補正予算で出ていますけれども、三次元台帳というのはどういうものなのか、イメージ図とか、分かるようなものを資料請求したいと思えます。委員会でお諮りいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(委員長) ただいま竹田委員より議案第39号について資料請求がありました。請求のありました資料については、執行部は提出することは可能でしょうか。

(財務部長) 今資料請求のありました2点について準備させていただきたいと思えます。39号の議案の審議に合わせるよう準備をいたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

(委員長) それでは、お諮りいたします。

竹田委員より請求のありました資料について、委員会に提出いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) それでは、執行部におかれましては、議案第36号の採決後、15分程度休憩を取りますので、資料の用意をお願いいたします。

初めに、議案第36号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(税務課長) 皆様、おはようございます。それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第36号の鴻巣市税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

これは、令和4年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、個人市民税につきましては、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得について、課税方式を所得税と一致させる措置を講ずるものでございます。また、控除期間を最大13年間とする住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期間につきまして、居住年を令和7年まで延長し、適用期限を令和20年度分の個人市民税まで延長するものでございます。

続いて、固定資産税につきましては、登記所から市への登記情報に係る通知事項にDV被害者等の住所に代わる事項が追加されたことにより、固定資産課税台帳閲覧に供し、または固定資産課税台帳記載事項証明を交付する際に、当該DV被害者等の登記簿上の住所が含まれる場合は、その住所に代わる事項を記載したものを閲覧に供し、または交付しなければならないこととされたことに伴うものでございます。

なお、施行日ですが、住宅ローン控除に関しましては令和5年1月1日から、課税方式を所得税と一致させる措置に関しましては令和6年1月1日から、DV被害者等の住所に代わる事項が追加されたことに伴うものに関しましては令和6年4月1日からとしております。

以上で議案第36号につきましてご説明申し上げました。ご審議賜りますようお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

議案の質疑につきましては、1人30分程度ということでご協力願いたいと思います。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（田中）それでは、議案第36号について質問させていただきます。一応通告に大体従いまして質問をさせていただきます。

32ページになるのかな。ページの順番がちょっと違っているのですがけれども、一応質問通告で1、2、3の順番でいきたいと思います。

（委員長）もうちょっと近づけてもらってもいいですか。

（田中）はい、すみません。では、今説明を受けたので、ちょっと大体分かってしまったかなというのもあるのですが、一応通告してありますので、質問させていただきます。

まず、1番なのですけれども、扶養親族等に改めると32ページにあるのですが、扶養親族等というとなんか対象がほかに入るのかなと思いますので、所得税法の改正だと思うのですが、その扶養親族等のところにどんな方が含まれるのかというのをまず最初に質問させていただきます。

(税務課長) 扶養親族申告書に配偶者の氏名を追加することによる改正となります。もともと扶養親族申告書は所得税の算出に使用しているものでございます。市民税に関するものとしましては、扶養親族申告書の様式の中に住民税に関する事項という欄があって、そこに16歳未満の扶養親族のみを記載してもらっただけでございました。そのため、あくまでも市税条例ですので、市民税に関することということになってはいますが、ここに市税条例では扶養親族申告書といった記載に改正前はなっていました。ただ、今回の改正で配偶者も記載してもらっただけになりましたので、扶養親族等申告書ということで「等」がつくことになったものでございます。

以上でございます。

(田中) 配偶者が入るという話と、住民税とかも取りやすいと言っては失礼なのですけれども、市としては分かりやすくなったのかなというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

(税務課長) ご質問の条文が第36条の3の2及び第6条3の3に関することかなと思うのですが、こちらについて今回改正をさせていただいているのですが、まず所得税法と地方税法におきましては、所得の中に退職所得を含む、含まないの違いがございます。所得税法におきましては所得の中に退職所得を含むのに対して、地方税法では所得の中に退職所得を含んでおりません。その違いを法令上明確化したのが今回の改正ということで理解していただければと思います。この第36条3の2の第1項及び第36条3の3第1項の両方とも、配偶者が退職所得を有する場合、所得税法上は配偶者控除または配偶者特別控除の対象とならないものであったとしても、地方税法上は当該控除の対象となる場合がございます。そのため、扶養親族申告書に配偶者の氏名を記載するというのを今回

条文のほうで明確化しているものでございます。

以上でございます。

（田中）ちょっともっと分からなくなってしまったのですけれども、配偶者の退職金について、地方税法で対象となることができるというような、たしかそんなような言い方されてしまうと、全部が全部地方税法として取れるのではなくてというふうに捉えてしまうのですけれども、所得税法としては取れるのだろうけれども、地方税法としては取れる、取れないというのがあるのだなという解釈をしてしまったのですけれども、その辺ちょっと分かりやすくお願いします。

（税務課長）それでは、ちょっと一例を挙げて説明させていただきたいと思うのですが、まず納税義務者本人の合計所得金額が900万円以下の場合で、配偶者の所得、退職所得が例えば100万円、給与所得が40万円の配偶者がいたとします。合計所得金額を算出するとき、所得税では退職所得を含むため、この場合140万になるのかなと思うのです。そうしますと、配偶者控除というのは、配偶者の特別控除もそうなのですが、133万円を超えてしまうとちょっと控除が対象になりませんので、そうしますとこの方控除の対象とはならないといったことになります。ただ、地方税法では退職所得を含まないため、この場合100万円が入らないので、この場合の所得というのが40万円という形になるのです。そうしますと、48万円以下であると今度配偶者控除が適用されるということになりますので、この方、地方税法上は配偶者控除が適用されるといったことになります。この退職所得を含む、含まないによって配偶者の定義が少し変わってきてしまっていますので、そういった方を明確に定義するために今回条例の改正を行っているといったものでございます。

以上でございます。

（田中）今ちょっと説明で私の3個目の質問に対する答えも入ったのかなという感じがするのですけれども、ちょっと順番にやっぱりやったほうがいいですか。では、一応1はいいとして、2番として質問していたのですけれども、これ一応さっきの説明で令和5年と令和6年というのが、説明がさっきあったと思うのですが、ちょっとメモがちゃんとして

いなかったので、5年が……

(委員長) 田中さん、マイクがどんどん離れていっています。

(田中) 自信がないからどんどん離れていってしまっただけです。すみません。5年と6年の違い一応さっき説明があったのですが、DVとかの関係も6年からとかという説明したと思うのですが、5年と6年の違いですね、これ一応、竹田委員のほうも多分同じようなのが出ていたと思うのですが、申し訳ないですけれども、もう一回ちょっとお願いします。

(税務課長) まず、議案資料(1)、イの住宅ローン控除の施行日に関してですが、こちらは令和5年1月1日からということになっております。これにつきましては、現行の市税条例の附則第7条の3の2が令和3年まで入居した人を対象としております。ということは、市民税は令和4年度からということになるのですが、今の現行の制度では令和4年度の市民税から住宅ローン控除を適用できるということが規定されております。そうすると、令和5年度以降も適用がありませんので、今回改正によって令和5年度以降も適用できるようにするために施行日が令和5年1月1日からといったことになっております。

続きまして、議案資料(1)、アの課税方式を所得税と一致させる措置の施行日でございますが、こちら令和6年1月1日となっているかなと思います。これにつきましては、例えば所得税で総合課税を選択した場合、個人住民税でも課税方式が統一されますので、総合課税といったものなのですが、この場合、申告不要のときと比較しますと所得金額が増えることとなりますので、場合によって個人住民税、あと国民健康保険税、介護保険料などが増加する可能性があります。そのことを市民に周知する期間を設けるために、施行日を6年1月1日として令和6年度の市民税から適用するといったことになっていると考えております。

最後に、(2)DV被害者等の住所に代わる事項が追加されたことに伴う措置の施行日でございますが、こちらは令和6年4月1日となっております。これにつきましては、法務局から市町村に通知される税通という通知があるのですが、これについて、今回の不動産登記法の一部改正でDV被害者等の現住所に代わる事項が追加されておりますが、実際に

はこれ以外に登記名義人の死亡の符合ですとか、外国居住者の国内連絡先といった事項も追加されることになっております。これに伴う実務上の規定の整備、あとシステム改修、市民の方への周知期間として時間を要することから、施行日が令和6年4月1日からになっていると考えております。

以上でございます。

(田中) 丁寧な答弁で大体理解できました。

それでは、3番なのですけれども、先ほども1番のところ絡んで答弁をされていたので、おおよそこの扶養親族の所得の関係なのですけれども……

(委員長) マイクを近づけてください。

(田中) すみません。合計所得というのと配偶者の所得というところが、もう一回そこのところの説明をいただければいいのかなと。

あと、もう一点分からなかったのが、よくある専従者とかってありますよね。専従者控除。そこのところの絡みでちょっと説明をいただければなと思うのですが、よろしくお願いします。

(税務課長) まず、36条3の2の第1項でございますが、こちらは給与所得者の扶養親族等申告書のことが規定されております。こちらに所得割の納税義務者の合計所得金額が1,000万以下や配偶者の合計所得金額が133万以下、今ご質問のあった数字というのが記載されているのかなと思います。こちらの数字ですが、これは配偶者特別控除の範囲の数字となっております。

続いて、第36条3の3の第1項ですが、こちらは公的年金等受給者の扶養親族等申告書のことが規定されております。また、所得割の納税義務者の合計所得金額が900万以下ですとか、配偶者の合計所得金額が95万円といった数字、先ほどご質問のほうで書かれていた数字がこちらのほうにも規定されておりますが、これは所得税法上の源泉控除対象配偶者の範囲の数字となっております。今回の改正でこのような配偶者を特定配偶者といった名称で言っております。

また、ご質問にあったその他というところなのですけれども、これ以外

の方、例えば給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超え、配偶者の合計所得金額が133万円を超えている場合につきましては、配偶者に関する控除というのは何も適用されないといったことになっています。

以上でございます。

(田中) 質問の通告とかになかったのですが、関連して専従者の…

(委員長) ちょっとマイク近づけてください。

(田中) 専従者の関係なのですが、それは変更があるかないかぐらいはお答え願いたいのですけれども。

(税務課長) 変更のほうはございません。

(竹田) 田中委員の質問と重なるところがあるので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

議案資料のところの主な内容というところのAのところ、今回総合課税にすることによっていわゆる所得合計が違ってくるわけで、それによって国保税とか介護保険料に影響が出るという中身なのですけれども、総合課税によって基本的には納税者にとれば負担が増えるということではないのかどうか、それをちょっと確認をしたいと思います。

(税務課長) まず、現行の今度の改正の内容を簡単に説明させていただきます。

現在、上場株式等の配当につきましては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっております。所得税については、申告不要、総合課税、申告分離課税の3つの課税方式が選択できる一方、個人住民税におきましても同様の3つの課税方式が選択できるようになっております。この現行制度の下では、国民健康保険等の他の制度における影響を考慮して、所得税で総合課税、個人住民税で申告不要を選択するケースというのが多く見られております。今回の改正によって金融所得課税については所得税と個人住民税が一体として設計されたことなどを踏まえ、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとしております。これについて、やっぱり所得が増えるということに関しましては、どうしても個人住民税、あと国民健康保険税や介護保険料などが増加する可能性というのは確かにございます。また、高齢者が医療機関等

で負担する負担割合にも影響があります。そのため、現在、個人住民税は申告不要としているのですけれども、今後それが一致するということになりますと合計所得金額が増加して保険料等が上がるといったことが確かに考えられます。こういったことについて、制度が変わったときにはやはり市民からの問合せが増えるということが予想されますので、今後ホームページ上で所得税と課税方式が一致されることによる影響について分かりやすく説明するように工夫を図ってまいりたいと思います。また、市の広報紙においても毎年税制改正の内容を掲載しておりますので、これについても同様に行ってまいります。

以上でございます。

（竹田）いわゆる分離課税で上場株式の部分で申告されている方というのは、過去の例で結構なのですけれども、どのくらいおられるのか、つかんでおられればお答えいただきたいと思います。

（税務課長）令和3年度のデータなのですけれども、配当所得の方なのですが、総合課税の方が970人いらっしゃいます。申告分離課税の方が402人いらっしゃいます。中には両方併用している方もいるので、ちょっと重複してしまっている部分はあるのですが、一応それぞれで見るとこういった形になります。これに対して申告不要を選択している方156人といったことになっています。

以上でございます。

（竹田）いわゆる上場株式の配当をいただけるということは、ある程度財政的に余裕があるのかなというふうに私は受け止めるのですが、その解釈でいいのかどうか。いわゆるそれ含めて市税としてはもっと増えてくるという、総合課税にするから入ってくる税額は同じなのか、違うのか、併せてお答えいただきたいと思います。

（税務課長）やはり合計所得金額というのは増えることになるのかなと思いますので、それについての税収自体は少し増加するのかなと考えております。

以上でございます。

（竹田）ごめんなさい。一定程度いわゆる株式の上場の配当を受ける人

はある程度経済的に余裕があると受け止めてよいのかどうかだけ確認をします。

（委員長）答弁できますか。竹田委員、それはなかなか難しい。答弁無理だと思います、それは。次の質問行ってください。

（竹田）そうですか。私は……

（何事か声あり）

（竹田）難しいのね。分かりました。私のとでも想像できない上場株式の配当金をもらえるというのはすごいなというふうにちょっと受け止めたものですから、そういう質問をさせていただきました。

2番目のいわゆる固定資産税の部分で、先ほどDVを受けている人の部分も含めてシステム改修などのいわゆる手続もしなければならないので、施行期日が令和6年になるというご説明があったのですけれども、この固定資産税関係で専決処分をした側面がありましたよね。それとのちょっと違いについてお答えいただきたいと思います。

（税務課長）両方とも、固定資産税課税台帳の閲覧または記載事項証明の交付の際に、DV被害者等の方の住所を別の住所にして閲覧や交付するといったものでございます。しかし、専決部分のほうでは、本市として把握しているDV被害者等の方の住所を削除したり、例えば市役所の住所などに変えて閲覧や交付をすることができるというものになりますので、あくまで本市の判断で住所を変えるといったものになっております。これに対しまして、今回の議案出させていただいたほうの改正では、法務局から来る税通にDV被害者等の方の住所のほかに追加で現住所に代わる事項が記載されてくるため、そのような税通が来た場合には必ず現住所に代わる事項を記載して閲覧や交付しなければならないといったもので、最終的なものはほぼ同じなのですけれども、途中のアプローチが少し違うということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

（竹田）そういう点からいうとかなり配慮の必要な方だというふうに思いますが、以前DV被害者の住所を思わず教えてしまう、思わずというか、ミスで教えてしまったという例が他市ではあったのですけれども、

今回の条例改正によって幾らあれでもミスがなくなるというふうな体制になるのかどうか、その点を確認したいと思います。全体としてよく注意しなければミスが発生するシステムなのかどうか、それも含めて確認をしたいと思います。

(税務課長) 現在の細かいやり方なのですが、DV被害者等の方の固定資産課税台帳の閲覧や記載事項証明書を交付する際には、パソコンの画面に警告のメッセージが表示されることになっております。そういったものがあれば、この方はちょっと、例えば住所を削除しなくてはいけないのだとかというのが職員としても注意喚起されることになりますので、そういった方が来た場合には注意して証明書、住所を削除するなどの対応を取ることができると思っております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第36号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時37分)



(開議 午前9時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第39号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

補正予算の質疑につきましても1人30分程度ということでご協力願いたいと思います。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) それでは、通告してありますので、質問させていただきます。まず、12ページでいいのかな。11、12ページ、デジタル田園都市国家構想推進交付金のところなのですけれども、この交付金の使い道等はどうのように使うのか。要するに三次元がどうのこうのとかってさっき説明ありましたが、縛りがあるのか、その使い道について、大枠でいいですから、お願いいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらに関してご説明させていただきます。

今回の交付金の対象が経費なのですけれども、デジタル技術の活用によりまして地域の個性を生かしたサービスを地域や暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援するものとなります。具体的に今回この本市の要件でいきますと、予算書11ページにあります先ほど説明ありました公共施設三次元台帳作成業務委託料、こちらが単年度の経費となりますので、この補助金、補助率2分の1であります。よって、今回歳出の2分の1であります1,469万5,000円の歳入が見込まれたというような流れになっております。

以上です。

(田中) 今の説明ですと、市町村によってその交付金の使い道が多分違うのではないかなというふうに思われるのですが、鴻巣市独自の個性で

今言ったこういうものに使うと。デジタル台帳とかって言っていましたね。そういうのに使うということで、よその市町とは違うということで理解してよろしいのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）それぞれの市町村で必要なものを上げております。例えばなのですけれども、本市ではもう既に導入されているものがまだ他市では導入されていないケースもありまして、実例で申し上げますと、子育てのアプリとかがもう本市では既に実装されておりますけれども、まだやっていないところに関しましてはそういったサービスをやりたいという形で申請を上げている市町村なんかもあります。

以上です。

（田中）それでは、次の質問に入らせていただきます。

一応これ15ページのほうの……

（委員長）もうちょっとマイク近づけてもらえますか。

（田中）15ページのほうの選挙運動用ポスター公営費負担金とビラ公営費負担金等、これは料金改定によるものかという質問なのですけれども、先ほどのもう一個の選挙関連の関係でやっぱり金額の説明があったと思うのですけれども、私が出しているやつはポスター、ビラ等に関しての、極端な話少しずつ上がったということの料金改定なのかという質問です。先ほど説明の中では、これ別のところ、同じようなのですけれども、人件費というか、施設なんかの材質とかではないかなと思うのだけれども、それはそれ、私のほうは私のほうで、要するに物価変動というか、変動によって料金が変わったということでよろしいのですか。

（総務課長）まず、11節の役務費の不在者投票特別経費につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されて、指定施設におきまして不在者投票を行った場合に支出する不在者投票特別経費の額が改定されたことに伴う、法律の改正に伴う額の改定になります。一方で、負担金補助及び交付金のほうは、議案第34号による条例改正による増額分を補正させていただくものになります。

（金子）何点か質問いたします。

初めに、先ほどの12ページのところですけれども、デジタル田園都市国家構想推進交付金という名称でございましてけれども、これ交付金と対象、何か長ったらしい名前、そのほうのこれの意味というか、読み方というか、やっぱり田園都市ということで、それをデジタル化するというふうな交付金ということで考えていいのか。田園都市は、何かちょっと言いようがないのですけれども、何かその名称についての理解の仕方ということで1つ質問いたします。

それと、こちらについてどのような市が該当するのかと。全部の市が該当するわけではないと思いますので、田園都市ということですので、その田園都市にふさわしいところということで本市は該当しているのかなと思われましてけれども、その点についてお聞きいたします。

これ質問全部言っているのです。一つ一つ。

(委員長) 一問一答で。

(金子) はい、分かりました。では、まずそれからお願いします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) デジタル田園都市国家構想推進交付金の関係ですけれども、すみません、こちら名称に関してちょっとなかなか答えづらいところがあります。先ほどの説明の中でも申し上げたところありますけれども、デジタル田園都市国家構想、こちらの構想を推進するために各自治体、県、市町村がデジタル技術を活用して地域の課題解決、それと魅力向上の実現に向けた取組を国が支援するという目的で起こされた交付金になっております。回答に関して、すみません、ちょっと名称というところでの答えになっていないとは思いますが、そういうものになります。

それと、本市が田園都市だから採用されたのかというところなのですが、これ全ての市町村が申請対象にはなっております。当然期間が短い中での申請でございましたので、対象となっている市であっても申請ができなかった市町村もある中で、本市とすると2事業が採択されたという流れになっております。

以上です。

(金子) そうしますと、早い者勝ちと言っただけなんですけれども、それ

なりの交付金がいただけたということでございますね。その内容として、今回ドローン使ってということでございますけれども、これやはり一つの本市の考えということでドローンを使ってということを採用したということで、何か違うものの構想とか、ドローンではなくて何か、変な言い方ですけども、ヘリコプターでもいいですけども、そういうものとか、何か違う……これもちょっと難しいなと思うのですけれども、ドローン以外、ドローンというのは図面を作るためにということで活用したのだと思うのですけれども、言ってみれば図面以外に何かこういうふうな活用というか、交付金をもらうための利用方法というのは考えられたのかお聞きいたします。

（財務部参事兼資産管理課長） 今回の公共施設三次元台帳の作成業務委託ですけども、この内容としましては、ドローンによる精密点検と、あとそれから三次元図面の作成というのがありまして、ドローンの精密点検というのは、公共施設にドローンを飛ばして点検を行って、できるだけ早く建物の損傷箇所を見つけようというようなものになります。三次元図面につきましては、いわゆるグーグルのストリートビューという、道を歩いているような感じで映像を見れるというようなのがあると思うのですけれども、あれの屋内版ということで、市の公共施設の中を同じように歩き回りながら中の様子が見れると。これに現在市で持っている、図面とかで持っている紙の平面図とか立面図とか、こういったものを組み合わせる立体的な図面を作ろうというようなものになっております。こういったものがデジタルということで、市のほうでこれで施設の管理等がより効率的に行われるというようなことで今回の交付金の申請に至ったというようなものになっております。

（金子） 理解できました。そうしますと、今回イメージ図ということで資料を頂きましたけれども、これがもっと詳細になって、拡大するとか、いろいろなものを総合的に何か判断できるような画面とか図面になるということで活用されるということでよろしいわけですね。

（財務部参事兼資産管理課長） 今提出させていただきました三次元台帳のイメージ図なのですが、これは包括施設管理の受注者のほうから三次

元図面というのはこういったようなものだという事で非常に簡易的なデータをいただきまして、それを印刷をして出したというものになります。実際にはさらに細かくなりまして、今ここに出しているのは外観だけなのですが、実際の完成品は内部にも同じ形が入って頂けますし、この構造体、今これ外壁まで全部入っていますけれども、構造部分だけですとか、設備ですとか、こういったようなものも見る事ができるようなものになります。

(金子) もう3回やりましたよね。

(委員長) いや、まだいいですよ。

(金子) 今の一問一答でね。

それでは、次……

(何事か声あり)

(委員長) 自由に、自由に。

(30分以内だったらいんじゃないの声あり)

(委員長) 自由にやってください。

(金子) いや、今の質問内容については終わりにします。

すると、次ですけれども、11ページのところですけれども、用地の購入の関係でございまして今資料でも面積等出していただきましたので、あと予算のほうの数字を見れば分かるのですけれども、言ってみればこの用地購入に至ったまず経緯、それとそれの用地の坪単価とか、それが近隣の土地とどのくらいなのかと、妥当するものなのか、そういうものをちょっと検討したいと思うのですけれども。それと、これ先ほどの話では防災備蓄センターが出て、造って、それで手狭になったということで、手狭になったので、こういうふうな用地を購入したのか。逆に、もう当然防災備蓄センターができれば駐車場は潰されるわけですから、そのために、そういうのも前提と考えると、その前に用地購入ということで動くのが段取りとしてはよろしいのではないかなと思うのですけれども、その段取りの中でこの土地を購入したほかにも、こういうふうな近隣のところで、市の庁舎の近隣のところで該

当するところはあったのかどうか、そして検討した上でこのようになったのか、その点をちょっとお聞かせください。

（財務部参事兼資産管理課長）この駐車場に関しましては、防災備蓄センターが建設される前につきましては、身障者用の駐車場を含めまして315台の駐車場がありました。防災備蓄センターの建設によりまして23台が減少しまして、292台となっております。このうち公用車等の駐車場として80台を利用しておりますので、来庁者用の駐車場としましては212台というようなことになっております。この駐車場の平日の利用率なのですけれども、調べましたところ平均で約7割程度となっておりますが、1か月のうちの10日ぐらいは利用率が8割から9割というようなことで混雑状態になっていると。また、クレアで大きなイベントがあるときは満車になるというようなことが年に数回ございます。現在コロナ禍でクレアの公演等が制限されている状況なのですが、これがコロナ後ということで少しこの辺の制限が解除されてくるとまた駐車台数が増加して、さらに混雑することが予想されるというようなことになります。この防災備蓄センターの建設に伴って駐車台数が減るということは分かっていたのですが、特に新たな駐車場の購入ということを考えていたわけではないのです。そういった中で、昨年3月、この土地の所有者の代理人である不動産業者の方から売却または賃借を市のほうでしてくれないかというような提案がありまして、防災備蓄センターでの駐車場の減少が予想されておりましたので、購入する可能性がありますというようなご回答をして断続的に交渉をしてきたと。その交渉過程では、所有者のほうから賃借にしたいとか、部分的にしたいとか、いろいろ提案があったのですが、最終的に今年3月になってこの土地全1,014平米を売却したいのだと、もう売却ということで決めたというようなことでお話がありましたので、そういったことであれば議会の議決をいただいて売却という方向で話を進めますというようなことになっております。あくまでも今回は市役所の駐車場の減少を懸念していた中でちょうどこういうお話があったというようなことで検討しておりますので、特に市のほうから積極

的に土地を探してしたというようなものではありませんので、言ってみればこの土地についてだけ検討してきたというふうなことになります。それとあと、単価のお話ですけれども、一般的に市で用地を取得する場合は不動産鑑定によるか、都市計画課の用地担当の職員に金額を出してもらおうというようなことなのですが、今回は市街化調整区域でありまして、近隣での取引も少ないというようなことから、不動産鑑定士による鑑定をお願いするようなことにしております。今回この予算を計上するに当たりまして、事前に不動産鑑定士の方に、正式ではないのですが、幾らぐらいの単価になりますかねというようなことで聞いたところ、おおむね1平米当たり1万円から1万2,000円ぐらいだろうというようなお話をいただきましたので、今回の予算計上につきましては1万2,000円ということで計算をさせていただいて、これに面積である1,014平米を掛けて今回の予算金額を算出しております。

以上です。

(金子) 理解できました。そうしますと、ちょっとこの位置図を見ていきますと、これですと出入口というのは、約1反歩の土地で300坪の土地ですけれども、これ総合体育館のほうから入って、それで行くような感じになるのでしょうか。何かそれ、そうすると公用車も非常に出入りが、近いほうが一番いいのですけれども、ちょっと遠回りになるのかと思うのですけれども、この点どうなののでしょうか。埼玉県第二水道建設事務所の……

(何事か声あり)

(金子) 総合体育館のほうから入るわけですね。ちょっと道順をお聞きしたいと思います。

(財務部参事兼資産管理課長) 車の出入りにつきましては、総合体育館と今回購入しようとしている土地の間の道路、こちらが車両の出入口のための道路になります。

(金子) そうしますと、先ほどの購入の経緯から説明がありまして、すると利用率とかいろいろ検討されてこの土地がということで、公用車部分を40台こちらに持っていけばということで大丈夫そうだということの

検討内容でございますけれども、今後についてはどうでしょうか。これで十分だということが進められるのか、まだ検討の余地があるのかどうか、最後にお聞きします。

（財務部参事兼資産管理課長）今回この土地を購入して40台分の新たな公用車の駐車場が確保できましたので、現時点で市役所のほうに止めているものの公用車の一部をこちらに動かすということで、来庁者用の駐車場は確保できるというふうに考えております。また、今後、旧の第二庁舎のところで新たな公民館等の建設の計画もありますので、そうしますと現在駐車場として使っているところが減少ということもありますので、将来的なことについてはちょっとその辺の様子を見ながらまた検討していくことにはなるかなというふうに考えております。

（坂本）私、通告はしていなかったのですけれども、ちょっと気になるところが見えてしまったので聞きたいのですけれども、先ほどの9ページだったかな……

（委員長）マイク近づけてもらえますか。

（坂本）デジタル田園都市国家構想推進交付金で1,469万5,000円、この使い道は分かるのです。これは、さっきの三次元のほうで使って、その倍額になっているのは、自主財源で倍額の金額でやっているということでは分かるのです。その次のところのページで12ページに、これ環境衛生のほうになってこの委員会ではないのだけれども、ここにデジタル田園都市国家構想推進交付金というのが467万4,000円とあるのです。これが多分Wi-Fi整備だとかライブカメラのほうへ使うのだと書いてあると思うのですけれども、これは別物なのですか。デジタル田園都市国家構想というのか、その交付金は、最初のとこれは別なのですか、一緒なのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）歳入のほうのページで申し上げますと9ページのところになりますけれども、デジタル田園都市国家構想推進交付金、資産管理課、それと2つ下になるのですか、環境課のほうでデジタル田園都市国家構想推進交付金とあります。制度的には同じものになります。同じ制度に対して環境課のほうの事業と資産管理課の事業、

こちらが採択されましたので、それぞれで歳入を受け入れて計上させていただきます。

以上です。

（坂本）ということは、ここで審議されている部分だけではなく、これ環境衛生のほうも一応その対象になったということなのですね。そういう理解でいいのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）採択されたのは、こちらの2事業になります。本委員会に付託されているものに関しましては資産管理課のほうの部分、環境課のほうに関しましては市民環境常任委員会で付託されている案件になっております。

以上です。

（坂本）それは了解しました。

それと、先ほどから三次元台帳作成業務、これドローンを使うとか、ドローンを購入するのだから分からないけれども、たしか3月の議会で包括施設管理業務事業のほうで業者委託するのにドローンを使って外観を見たりするのだよという話もあったと思ったのです。これとは別な話なのですか。これと、要するに包括管理で業者委託する部分と、今回の三次元の対象になったのは、それぞれ別な事業になるのか、それとも重なっているのか、その辺説明をお願いします。

（財務部参事兼資産管理課長）今回の三次元台帳作成の業務内容なのですが、もともと包括施設管理業務委託に含まれていたものになります。このたびこのデジタル田園都市国家構想推進交付金の話が持ち上がったことから、そちらから切り離して規模を拡大して行うというようなことにしたものです。

（坂本）ということは、包括管理のほうの指定管理料ではないけれども、委託が4億3,000万ぐらいだった。それからこの部分は引かれるということになるのですか。

（財務部参事兼資産管理課長）委員おっしゃるとおりです。もともと予定をしておりました委託料から300万円ほどの金額を差し引きまして、規模を拡大して今回約3,000万円の事業を行うというようなことになりま

す。

(坂本) この事業は、デジタルの、デジタルというのだから、田園都市か、この事業費が採択されなくても、市としてはドローンを購入してそういう管理をしていくような構想だったと思うのです。その感覚はそれでいいのかどうか。補助金が出るからやるのではなく、要するにそういうのをやろうとしていたのですよね、市はもともとが。それで組んだのだけれども、たまたま今回この構想に対しての補助金がつくので、その分がマイナスになりますよという理解でよろしいのですか。

(財務部参事兼資産管理課長) もともと包括施設管理のほうに含まれていたのは、ドローンによる点検が5施設、三次元台帳の作成が2施設というのがもともと含まれていたものになります。これがこの交付金の話が持ち上がったことによりまして、それをそれぞれ約30施設に拡大するというようなことで行うことにしております。

それと、このドローンについてですが、これは市で購入をしてやるものではなく、業務委託の中で委託を受けた受注者のほうでドローンを用意して点検をするというようなものになっております。

(竹田) まず最初に、本庁舎維持管理事業の10ページ、11ページです。先ほど土地の購入の経緯について私も通告を出していましたがけれども、これは分かりました。この場所は総合体育館との間ですよ。ということは、この総合体育館との間の道路は砂利道だと。まだ整備されていないですよ。ここのところは、公用車が入るといっても含めて、このところの道路はどのような計画なのか。砂利道で一方通行で出入りするから、雨が降ると結構水がたまる場所なのです。そういう点からいうと、今後の公用車の駐車場に接続する道路というのはどんなふうに考えておられるのか、まず伺います。

(財務部参事兼資産管理課長) こちらの前面道路から出入りをしている敷地というのが、本件の敷地と、それから北側隣接地がやはり駐車場になっているのですが、こちらとがあります。ただ、北側隣接地のほうはけやき通りのほうからも出入りができるようになっておりますので、実質的にこの前面道路を利用するのは今回購入しようとしているこの土地

に出入りする公用車がほぼ大部分だというふうに考えております。そういう中で、現時点では、この道路につきましては新たに舗装工事をしようという予定はございません。実際砂利道ですので、公用車だけですから、ゆっくり走ってもらうとかというようなことでしばらくはいけるのではないかなというふうに考えております。もしこれが公用車が通るようなことで砂利が削れるとかというようなことになれば、その時点で新たな砂利舗装ですとか、場合によっては別の舗装ですとかというようなものを考えたいというふうに思っております。

（竹田）結構ここ凸凹のある道路なのです。砂利道で。かつ雨が降ると水がたまって、比較的公用車の駐車場のある畑と、それから道路に段差がある状況ですよね。だから、そういう点からいうと、やっぱりこの公用車の駐車場を造ることによって市民に迷惑のかからないような対応をぜひしておいていただきたいなというふうに私は受け止めているのですが、ですから全体の様子を見ながら、影響が出るだろうということが分かった時点で早めに対応することが必要ではないかと。工事期間を見ると今年の11月から工事が始まりますけれども、それらも含めてぜひ市としての市民に迷惑のかからないような対応をしていただきたいなというふうに考えるわけですが、対応としてはどうでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長）先ほども申し上げましたとおり、この道路を使用するのはほぼ市の公用車だけだというふうに考えております。ただ、道路ですから、一般の方の使用も全くないわけではありませぬので、ちょっと使用した後の状況を見て、傷みが進行するようであればまた別途検討させていただきたいというふうに思います。

（竹田）全体の駐車場の今後の見通しについて他の委員が質問をしました。その中で、にこのすがオープンしましたよね。にこのすのところには専用の駐車場がありませんので、市の表のほうに多分駐車していると思うのですけれども、にこのすの利用されている部分というのはどのくらいあるかとかというのは常時把握されているのかどうかをちょっと確認したいと思います。

（財務部参事兼資産管理課長）今回の土地の購入に当たりまして駐車場

の利用状況を確認しておるのですが、にこのすについては、にこのす利用者がどれくらい車で来ているかとかというところまでは確認はできておりません。

（竹田）分かりました。

では、続いてデジタル田園都市国家構想推進交付金です。先ほど包括施設管理との関係でこの問題が出てきたというふうにちょっと私受け止めたのですが、これを申請しようというふうになった経緯、まず申請経緯についてお尋ねします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）申請に至りました経緯なのですが、これ本会議の質疑でも出たところになります。1月31日に県を通じて正式な通知がやってまいりました。その後、庁内調整会議にて各部、各課に案件を説明しまして、事業の募集をして周知を図りました。それに伴いまして何事業か上がってきた中で、該当しそうな事業に関して申請を国に出させていただいた。それが2月の22日という形になっております。この事業を選んだ経緯としますと、他市の、これ一応国のほうの要件で他の地域で既に確立している優良なモデルを活用した横展開の事業とかというものがあまして、先進地で何かしら出来上がっているものを、その技術を取り込んで事業化を図ってくださいというものになっておりまして、今回ドローンを使った点検というのが他市町村で優良なモデルとして出ていたということから選んだ経緯となっております。以上です。

（竹田）経緯について分かりました。

3月18日付で国から交付金の決定通知が来ていますよね。その交付決定通知の名称というのは、どういう名称になっていますか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）3月18日は内示という形だと思っています。交付決定は、4月1日になってから交付決定をいただいております。デジタル田園都市国家構想推進交付金交付決定通知書ということで、事業の目的とするとデジタル田園都市国家構想の推進に資する事業という形で、総額幾らという形、2事業分の総額を交付決定としていただいております。

(竹田) ホームページを見ますと、3月18日付で通知しましたというのが出ていますよね。そのホームページ上にはどの事業だと、どういう名称で出ていますか。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時33分)



(開議 午前10時33分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 2事業ありまして、今回の資産管理課のほうで上げています公共施設のデジタルデータ実装による施設安全対策強化及び民間活力による遊休資産活用提案誘発事業と、環境課のほうの事業になりますけれども、Wi-Fi整備による「このとりマルシェ」販わい創出事業、こちらの2つが事業名として上がっております。以上です。

(竹田) ということは、公共施設のデジタルデータ実装による施設安全対策強化及び民間活力による遊休資産活用提案誘発事業と、こういう名前で市は申請したという受け止めでいいですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらのほうで実施計画として出させていただいた事業名がこちらになるというふうに判断していただいよいと思います。

(竹田) ということは、先ほどドローンを使った施設安全対策強化及び民間活力による遊休資産活用、この遊休資産活用というのはどういう中身を含んだ事業だと具体的にお答えください。

(財務部参事兼資産管理課長) 今回作成いたします三次元図面ですとかパノラマビューを公開することによって現地に行かずに施設の詳細情報が確認できることから、公共空間の価値を見いだし、これを有効に活用したいというふうに考える民間企業からの提案を誘発し、市民サービスの向上や地域の魅力向上、地域経済の活性化につなげることを期待しております。これには近年幾つかの自治体で導入されております随意契約

保証型民間提案制度と言われる官民連携の制度活用を想定しておりまして、現在市でも導入について検討しているところです。これの提案募集時に今回作成したデータをオープンデータとして提供することで多方面からの精度の高い事業企画の提案を期待しております。

（竹田）私がお聞きしたのは、民間活力というのは分かるのですが、官民連携は分かるのですが、遊休資産、遊んでいる休み資産活用です。この遊休資産活用というのは、どこの施設をいうのですか。3D対策、3Dとして見られるようにするというので、本会議では本庁舎、支所、川里、両支所と、それと公民館、学校という説明がありました。ということは、遊休資産というふうにあえて位置づけている、これはどういうことなのですか。

（財務部参事兼資産管理課長）これは民間の提案を待つということで、民間業者が市の資産を見て、こういうところがさらに効率的に使えるのではないかなというように提案を期待しているということで、例えばですけども、公共施設の屋根を利用した太陽光発電の設置ですとか、公共のロビーとかに新たにコンビニを誘致するとか、こういったようなものが他の市では実際に行われておりますので、そういったようなもので市民の利用の向上ですとか、市の遊休、遊休というか、使われていない部分をより効率的に使ってもらえるというようなことを期待しているというようなものです。

（竹田）ということは、市民の財産ですよ。市民の財産を遊休資産というふうに表示することそのものはどうなのでしょう。市民の貴重な財産を遊休資産と、活用という点での表現というのは、なぜこういう表現をしたのか。

（財務部参事兼資産管理課長）市で持っている資産というのは、もちろん市民皆さんの資産ということですから、我々としては効率的に有効に活用しているというところはあるのですが、さらにそれでも民間の業者から見ればもっと効率的に使えるのではないかなというようなことも考えられるというようなことで、今回こういうような表現で、より有効な活用を誘致しようというふうなものになっております。

(竹田) ということは、この遊休資産活用という点では、今笠原小学校が閉校になりました。今後学校の統廃合によって川里の3小学校、小谷小学校、大芦小学校も廃校あるいは統合されるわけですが、そういうのも遊休資産というふうに見るという解釈でいいかどうか確認します。

(財務部参事兼資産管理課長) 今後廃校になる小学校を遊休と見るかどうかというのは、ちょっと今後よく考えなければいけないことかなというふうに思います。この場では、そうであるとか、そうではないとかとちょっと回答はできかねるということです。

(竹田) 私は、この名称を聞いて、あまりにも市民の財産を遊休資産などと表現して申請した、最後は市長が市長名でやったと思うのですけれども、遊休資産としてやろうと判断したこの場の最高責任者にお聞きします。

(委員長) 竹田委員、何を質問しています。

(竹田) 見解です。

(財務部長) 先ほどから資産管理課長のほうでお答えを申し上げておりますけれども、こちらの交付金の実施計画書については遊休資産活用誘発事業というような名称が入っております。この実施計画を出した中では、今後の統廃合に関わる学校についての遊休資産というような位置づけは考えてはおりません。今回、学校等も含めた施設を業務委託をするわけですが、翌年度以降は現在の包括の中で5施設、補助金を受けない中では5施設分しか見ておりませんので、その時点でこういった委託によって今後の統廃合に関する学校等が誘発できるかどうかというのは、この事業というのは今年度実施するわけですので、また時点が異なってくるのかなというふうには考えております。遊休資産の中には遊休的な空間といった意味も含まれておりますので、先ほど資産管理課長答弁しましたけれども、市で有効活用している中でも民間のほうから見ればまだまだ有効に使える部分があるといった提案を誘発したいというふうな考えでおります。

以上です。

(竹田) 先ほどの資産管理課長の中では、本庁舎の例えば空いたスペー

スにコンビニを入れるとか、屋上が空いていればというふうな発想ですよ。それを遊休資産と表現することそのものが、では誰のための行政なのかということが一番問われてくると私は思います。市民のための施設であって、民間のもうけのための施設ではないのです。だから、公共施設というのです。それなのに遊休資産活用などという発想でデジタル田園都市国家構想推進交付金を申請したことそのものが市民の財産をどう心得ると。私は、非常に憤慨します。では、実際に使い道についてお尋ねをしますが、これは2分の1補助ですよ。

(そうですの声あり)

(竹田)あとの2分の1はどういう財源を持ってくるのかお聞きします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらのものですけれども、デジタル田園都市国家構想推進交付金が2分の1、そしてその2分の1にしましては一応地方負担の2分の1になりまして、ただこの2分の1には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当可能ということで、50%の0.8なので、40%は充当可能という形で、今後新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が国庫補助裏分という形で算定されて交付はされます。ただし、国庫補助裏分の算定に当たりましては恐らく年度末になりますので、直接この事業に充当できるのかどうかというのはそのときのタイミングによって変わってくると思いますが、財源としますと、市の持ち出しとすると10%が持ち出しという予定になります。

以上です。

(竹田) 地方創生臨時交付金、今新型コロナウイルス感染症対策と併せて物価高騰に伴うものも地方創生臨時交付金として活用できますということで内閣府からは通知が来ていますよね。今物価高で苦しんでいる人たちのその部分を地方創生臨時交付金で賄うというのが市の発想ですよ。一般会計からも入れると。2分の1。私は、税金の使い方として、物価高騰で約2.5%分上がったそうです、消費税分からすると。だから、そういう人たちがいるにもかかわらず、なぜ地方創生臨時交付金をここに入れようという発想になるのか。私は、とても市民の生活実態から考

えてそういう発想にはならないのですが、なぜそういう発想になったのか確認します。

(市長政策室参事兼総合政策課長) まず、私のちょっと説明が足らなかったところ申し訳ありませんけれども、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金なのですけれども、原油高騰分とかという形で国が示しているものが地方単独分、それと国庫補助裏分、国庫補助金が算定されたものの裏に対してまた別口でいただける部分がございます。今回、デジタル田園都市のこの交付金の裏には国庫補助金の裏分として別算定のものが充てられます。ですので、私のほうでご説明させていただいたのは、単独分を充てるのではなく、国庫補助裏が今後算定された場合、されるのですけれども、された暁には、そのタイミングによってはこの事業に充てる、またもしくは違う部分に充てる、ここはもう市町村の考えで自由になっておりますので、算定の財源にはなるよというようなお話をさせていただいたつもりだったのですけれども、申し訳ありません、一応そんなところになります。

(竹田) 先ほどの交付金は単年度限りというふうにご説明ありましたよね。だけれども、公共施設はたくさんあるわけで、そういう点からいうと、いわゆる3D化していく、三次元図面化していくという点では引き続きやるというお考えなのかどうかということと、その財源確保はどうするのかということをお聞きします。

(財務部参事兼資産管理課長) 今回作成する三次元図面につきましては、施設のほうで改修して更新されていけば図面自体が実物と合わなくなる、整合しなくなるということはあるのですが、建物の改修、更新がなければ今回作成した図面についてはそのまま継続して使っていけるというようなものになっております。また、今後につきましては、今回作成した三次元図面が施設の管理に大いに資するものなのかどうかということとを十分に検証して、大いに資するものであれば今後も増やしていくとか、その辺についてはしっかりと検証の上、検討していきたいというふうに考えております。

(竹田) 三次元図面管理をして、本会議で潮田議員が多分聞いていたと

思うのですけれども、市民目線でどうかと聞いたときに、最終的には施設の長寿命化が図れることが市民の利益になりますということでお答えになっていましたよね。こういうことを考えたときに、長寿命化を図ることは必要ですけれども、今の市民の生活を考えたときに、こうした予算執行でいいのかというところではどうなのでしょう。今回出てきたということは、こういう予算執行でいいという考え方の下で出てきたと思うのですけれども、では市民の生活をどう考えるのか。総合政策の分野ではどうなのでしょう。市長政策室長に問います。

（市長政策室長）お答えをいたします。

まず、今回のデジタル田園都市国家構想推進交付金、こちらにつきましては国においてコロナ克服・新時代開拓のための経済対策としてまず実施をされているものでございます。この目的としましては、地方を活性化し、世界とつながるデジタル化ということを応援するための交付金だということでございます。今回、新型コロナの関係でテレワークですとか、ウェブ会議ですとか、ウェブ対策、ウェブ授業、こういったものでデジタルの有効性というものが改めて認識されたというふうに私ども考えております。本市におきましてこの事業、予算執行でいいのかというところにつきましては、やはり今回有効に活用するために、私どもでは総合振興計画上の事業の適格性、それから補助事業としての適格性、こういったものを総合的に勘案しまして、後年度負担があまり生じないということになれば有効な国の交付金として活用していきたいということで今回提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

（竹田）いわゆるデジタル会議があつたり、オンライン会議があつたりとか、それは確かに有効にはなっていると思うのですけれども、今の市民生活にとってどうなのかというところを私お聞きしています。そういう点からいうと、ITが進めば進むほど、デジタルが進めば進むほど使えない人たちとのギャップがさらに出るのです。だから、IT弱者とかデジタル弱者とかというふうなことも言えると思うのです。ましてや遊休資産などという申請の仕方をしてやることそのものは、市民の財産、

そして市民の暮らしから見てどうなのかということでお聞きします。最後です。

(市長政策室長) まず、1点目のデジタルであまり活用できない方、こちらにつきましては当然、DX推進計画、今年の3月に作成をいたしましたけれども、こちらにおいてデジタルディバイド対策として今後講じていく、現在も公民館等で実施している部分があるのですが、そちらについては事業を展開していく予定としております。

それから、名称のところですが、今回このような名称で申請をさせていただいたところではありますが、あくまで公共施設を、遊休という部分の文字を見ますと活用されていないという意味で私どもは捉えておりますので、活用されていない場所であるとか空間であるとか、そういったところを今後誘発して活用していこうということでございますので、申請をさせていただいたところですので、この名称でさせていただいたものでございます。

また、物価高等で今市民の皆さんがということは私どもも承知しております。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの地方単独分について、現在どのように活用できるかということで検討を進めさせていただいているところです。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時53分)



(開議 午前11時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(中野) それでは、事前に通告をしておりますので、通告順序に基づいて、さらにはこれまで各委員の質疑があった部分を踏まえてやっていきたいと思っています。

最初に、これ簡単なことなのですが、議案第39号の中での歳入の9ページですが、20款繰入金、1項基金繰入金、5目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金ですか、6,000万ですね。この補正を行ったことに

よっての残高は幾らになるのか。これ簡単なことなので、ちょっとお聞きしたいと思います。

（財政課長）財政調整基金の残高についてですが、今回お願いしている3号補正予算成立後、令和4年度末残高見込額は約11億8,338万円となる予定になっております。

（中野）今の答弁で残高聞きたかっただけですから、いいです。次に、歳出のほうの11ページになるかと思いますが、2款総務費、1項総務管理費の6目財産管理費、14節工事請負費1,075万7,000円について伺いたいのですが、先ほど来の中に出ていたのですが、道路は舗装しないということなのですが、この1,075万7,000円の工事内容、特に駐車場の中だと思いますが、工事内容について、どのようなことで計画しているのかについてお聞きします。

（財務部参事兼資産管理課長）この敷地につきましては、現在は特に利用されていないのですが、昨年までは所有者が家庭菜園等として利用しておりました。これを駐車場として利用できるようにするために、盛土、それから路盤工事、それから砕石による舗装、それから区画線の工事、これはロープで区切るのですが、その区画線工事、それから防犯のために周囲にフェンスを設置します。それとあと、周囲に街路灯がないことから、敷地内に太陽光発電パネルを備えました照明器具を設置します。さらに、この土地と前面道路の間には水路がありまして、この水路を渡るための通路についても新たに設置をするというような工事内容になっております。

（中野）今工事内容を伺ったわけですが、少なくとも盛土を含めて、家庭菜園に今まで使っていたということですから、その今の土地が、盛土をするというのは、盛土をどの程度の高さにするのかということと、盛土をした上で、工事期間これ11月からになっています。盛土をするということになれば、当然ある程度自然鎮圧、沈下といいますか、これをしなければいけないということで、盛土等についてどのぐらいやるのか、そしていつから始めてという、盛土してすぐ造るなんてないわけだから、その辺はいかがなのか。

(財務部参事兼資産管理課長) 今回の工事につきましては、駐車場ということで建物がありませんので、ある意味使用してから沈下があったとしてもそれほど影響はないというふうに考えております。盛土の高さについては、周辺がやはり駐車場として利用されておりますので、それと同じぐらいの高さになるまでは盛ろうというふうには考えております。工事期間については、先ほど提出させていただいた図面で記載したとおり、今後用地の購入と、それからそれと並行して設計、入札を行ってまいりますので、11月ぐらいの着工を予定しております。

(中野) あと、工事内容についてフェンスを設けるとかというのがありましたけれども、ちょっと聞き漏らしたのですが、当然駐車場そのものは砂利ではなくてアスファルトを敷くというふうに受け取っていいのかどうか、そこだけちょっと確認させてください。

(財務部参事兼資産管理課長) こちら砂利舗装を考えています。アスファルトではなく砂利による舗装というふうに考えております。

(中野) 分かりました。それは、今言ったように工事についてはただいまのやり取りでいいと思います。

次に、16節の公有財産購入費1,216万8,000円ですが、これ確かに私も計算すると平米1万2,000円なのです。計算しました。これ不動産鑑定士を入れていると。不動産鑑定士を入れているということから、その手数料もこれに出ていますけれども、鑑定士の結果は平米1万円から1万2,000円という先ほど答弁がございました。確かに予算計上するのは多めに計上するという意味で出ている1万2,000円で予算を計上したというのは、これは私は間違いではないと思うのです。ところが、幅が1万から1万2,000円あるわけですから、市としては購入金額をどのように考えているのか。1万円から1万2,000円の幅があるわけですから、どの程度を考えているのか伺います。

(財務部参事兼資産管理課長) 先ほど私の答弁がちょっと足らなかったと思うのですが、不動産鑑定は正式にはこれから行います。今回の予算に計上させていただきましたので、これを議決後に正式な不動産鑑定を行うと。それに先立って鑑定士の方に、予算計上するのだけれども、ど

れくらいを見たらいいでしょうかというお話をした際に1万円から1万2,000円ぐらいではなかろうかというようなお話を伺ったので、今回その上限値である1万2,000円を予算計上の単価として使わせていただいたということで、正式な鑑定が行われれば何万何千何百円というようなきちんとした数字が出てきますので、それに実測した面積を掛けて購入金額を確定するというようなことになります。

(中野) 言われていることは分かるのですが、やっぱり需要と供給という関係なのか分かりませんが、今回市が欲しくて欲しくて買っているのではないのだよね。地権者のほうから借りるか、もしくは買って欲しくないかというふうな申入れがあったという先ほど答弁ありました。つまり足元を見て言えば購入価格はかなり値切れると。こっちからどうしても欲しいから売ってくれではなくて、向こうが売りたい、あるいは貸したいというふうに言っているわけだから、そういうことを考えれば幾らかでも税金を安く済ませると。全て税金だから。そういう点からすると、やっぱり足元を見てというのは言葉悪いかもしれないけれども、そこらの辺の交渉価格というのはこれからきちっとやって、1万から1万2,000円というのは大体出ていくのですから、その辺でやっぱり最低の価格のほうへ持っていくような努力をすべきだと思うのですが、この辺について担当課はどのように考えますか。

(財務部参事兼資産管理課長) この単価につきましては、やはり不動産鑑定士がきちんと金額を出していただけるということですので、単価についてはそのまま採用させていただきたいというふうに考えております。ただ、今回の鑑定手数料ですとか、それから敷地を測量する費用、敷地測量については現在の所有者のほうでもう既にやっているというふうに聞いておりますが、鑑定手数料についても、ここで市で負担しますが、同じ金額を例えば購入費から差し引くというようなことで交渉はしたいというふうに考えております。

(中野) 鑑定士ってこれ予算計上のところは19万2,000円ですから、そういう点では僅かな金額で、これ例えば2,000円違えば少なくとも200万違ってくるわけです。1万円から1万2,000円、1万円ですと平米当たり2,000円

低く買えば総額では200万安くなるわけです、総額支払い額は。そういう努力はすべきだと思うのだけれども、今の答弁ではやはり不動産鑑定士から出た価格で買うのだと。ただし、そこには不動産鑑定料は引いてもらう、差し引く、引くという答弁ですけれども、私やっぱり少なくとも、いつも申し上げているように、市が物を買うときに自分の財布から金を出すというような感覚で物を買うべきだというふうに私は前から言っています。しょせん税金だからなんていう感覚で物を買うというのは、私は間違いだと思っています。だから、不動産鑑定士は一定の金額は出すけれども、それよりやっぱり値切るということが大事だと思います。例えば背広を作るときに値切ったら手を抜かれるのです。質を落とすとか。ところが、できたものを買うというのは値切っても決して問題ない。これからつくるものを値切るというのは、今言ったように手を抜かれる可能性がある。土地ですから、もうこんなもの、今言ったように値切ったからといって少なくとも面積少なくしろとか地権者が言うわけないのだから、そういう点でいえば、私はやっぱりあくまで税金だと。そういう点では、やっぱり自分のお金を出して買うという感覚というのが必要だというふうに私はいつも絶えず言っているし、私も長い間仕事をやっていて、上司によく言われたのは、自分の財布から金を出すというふうに捉えて買いなさいというふうに私も絶えず指導を受けてきましたから、そういうようなことの感覚がないのではないかという気がするのですが、いかがですか。

（財務部参事兼資産管理課長）やはり土地の購入ですので、売るほうと買うほう、それぞれ言い値というのはあるとは思いますが、そういう中できちんとした資格を持った不動産鑑定士に鑑定していただくという、そういう単価になりますので、ここは不動産鑑定士の単価をやはり採用したいというふうに考えます。

（中野）それでは、再三今言ったけれども、不動産鑑定士から出た金額で不動産鑑定料を差し引いた金額で買うという考え方を一切変えていませんので、これはこれで平行線をたどるわけですから、これでやめます。その次が歳出、11ページの2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理

費の12節委託料2,939万であります。最初にこの件でお聞きしたいのは、26日だったか何日だったか本会議ありましたね。あそこで質疑があった中で答弁を私メモしていたのですが、これは令和4年度の当初予算で包括施設管理業務事業ですか、4億3,337万円でしたか、が一般会計で当初予算で言われていました。ここと同じ業者に委託をしたというふうに私は、ここに書いてあるのですけれども、それ間違いはないかどうか確認します。

(財務部参事兼資産管理課長) 今回の業務につきましては、もともと包括施設管理業務委託の中に含まれていた業務になりますので、今後この包括施設管理の受注者と随意契約で契約を結びたいというふうに考えております。

(中野) 今、随意契約という言葉、随契ということで答弁ありましたけれども、先ほど坂本委員だったかな、質問で4億3,337万の予算の中でダブる部分があるので、私の記憶違いだったら申し訳ないですけれども、300万安くなるという、当初予算から300万ということをや答弁いただいたわけですか。それで間違いはないかどうか確認します。

(財務部参事兼資産管理課長) 包括施設管理につきましては、4年度の予算につきましては、4億3,337万3,000円を計上しております。当初はこの金額で包括施設管理を発注するということを考えておりましたが、実際に発注した金額は4億3,043万4,400円ということで、予算よりも293万8,600円安い金額ということで発注しております。

(中野) それは、今回の言わばデジタル田園都市国家構想というその事業を見込まないでやったわけですから、さらにそこから300万が安くなるというふうに受け取っていいのですか。

(財務部参事兼資産管理課長) いえ、今契約している金額が既に約300万、正確に申し上げますと、先ほど申し上げたとおり293万8,600円低くなっているというような金額になっております。

(中野) 当初この包括施設管理委託については、私が聞いたのはこの委員会であったと思うのだけれども、118施設を月2回程度監視すると。そのときに、ただの巡視ですかと言ったら、いや、ドローンも飛ばすのだ

というようなものでした。そうすると、今回のこれによって、ドローンによって精密と書いてあるけれども、その違いがあるのだけれども。だから、当初の考えていたドローン、私は118施設ほとんどドローンで上見するのだと思っていたわけ。ところが、先ほどの答弁では、たしか3施設か4施設とか言っていましたね、ドローンで見るのは。今回これにまた加わって、これだと30施設が、この事業によって30施設ということになっているのですけれども、では当初の4億3,337万という、契約は290万安くなっていますけれども、というのは主たる事業は何なのですか。あくまで月2回の118施設の巡回だけなのですか。

（財務部参事兼資産管理課長）この包括施設管理に含まれている業務としましては、各施設の保守点検業務が含まれております。例えばエレベーターの保守ですとか、電気設備の保守ですとか、給排水設備の保守ですとか。こういったようなものは、今まではそれぞれの施設を管理する、学校でしたら教育総務課、保育所だったら保育課のそれぞれのところに予算として計上されていたものです。これを一つに集めて今回の包括管理業務委託の中に入ってきているというようなものですので、まずこれが大きなものになります。そのほかに、各施設で行っていた小規模の修繕、1件当たり130万円としているのですけれども、こういったものについても、今まではそれぞれの施設に修繕料というような形で計上されていたものをこの包括に集めて、こちらのほうは総額で1億1,000万円を上限として小規模の修繕をやろうというようなものになっております。これに今回の発注者の経費分というのが含まれまして総額で4億3,000万というようなことになっております。

（中野）3月定例会のときはそんな詳しい話全然してくれなかったもので、今回、今言ったように、130万というのは3月定例会で出ていました、確かに。以内のものは指定管理者がやると出ていました。しかし、今言った4億幾らの中で1億1,000万円がその工事、保守点検というかな、工事に絡むのは1億1,000万円が上限だ、こんな話は3月定例会で全然出ていないのです。だから、議員が質問したら、分かり得ている内容は全てやっぱり答弁に入れるべきです。それによって今初めて分かったのが1億

1,000万。118施設で保守点検で小規模改修なんかについては1億1,000万が上限だと初めて分かりましたから。そうすると、今回30施設、30か所と聞いております。市役所、吹上、川里支所、小中学校等によるドローンによる精密検査あるいはパノラマビューというのが本会議で答弁になった内容です。この30か所の施設というのはどこを指しているのですか。代表的なのは今、吹上だとか川里支所だとか、小中学校だとか市役所と言いました。それだけでは30か所にならないと思うのですが、例えば小中学校でいえば、今笠原小学校が廃校になったので、全部で26校ですか。26校足す市役所、川里支所だとかというのと、それでもう30になってしまうのだけれども、そういうことなのかどうか。この30か所についてはどこを指しているのか伺っておきます。

（財務部参事兼資産管理課長）この箇所数につきましては、今後この業務委託を締結する際に詳細については協議をしようというふうに考えております。今おおよそ30か所ということで、多少前後はあると思うのですけれども、おおよそ30か所というようなことで考えております。具体的な施設としては、市役所、それから両支所、それに公民館と学校というようなことで、こういったような中から選択しようというふうに考えております。

（中野）では、この件で最後になるのですが、もう一回整理のためきちっとしたいのですけれども、当初予算4億3,337万、契約はそれよりか290万ぐらいという。実際は。となると、それに今度はこの2,939万が、この2,939万、これはもう既に当初契約したときに織り込み済みだったというふうに受けているのですけれども、そうするといずれ決算では4億3,337万から今言った2,900万とか値引き分、こういうものが結局最終的には減額されるということなのか、あるいは当初契約したプラス2,939万なのか、どちらなのか、そこだけちょっと答弁願います。

（財務部参事兼資産管理課長）包括施設管理につきましては、現在の契約額が4億3,043万4,400円というふうになっております。決算につきましては、ここから先ほど申しました簡易な修繕、上限を1億1,000万円としておりますので、1億1,000万円にもし満たないというような場合には

これを精算いたしますので、この精算額を含めて決算というふうにさせていただきたいと思えます。今回の三次元図面の作成につきましては、別契約という形でおよそ2,900万円の契約を結ぶというような形になりますので、こちらは別の事業、別の契約として決算で報告させてもらうこととなります。

(中野) 大変よく分かりました。ということで、この件は終わります。最後になるのですが、11ページの2款総務費、4項選挙費の5目市長選挙費、18節負担金のところでありますが、これについては、この内容そのものについては、当然議案第34号との関係でこれだけの補正を組むということは十分理解できるのです。なぜこれを聞くかという、今回7月10日に参議院選挙があつて、1週間置いて17日に今度は市長選の告示と、24日投票ということによって、3月定例会の中ではこれによって約2,500万円の経費が負担増になるという答弁がございました。そういう観点からすると、今回の補正との関係でいえば、少なくともこの補正は金額そのものは大したことなく、全部で8万2,000円ということですから、そうするとその金額を補正するというのは当然なのだけれども、それ大本が2,500万も余計市長選にかけなければならないということについて、私はかなりの無駄が、これもさっき言いましたように税金ですから、無駄があると思っています。そういう観点からして、私が聞きたいのは、この補助金及び交付金等についての中で今2,500万円多く支出しなければならないという、このことについて、少なくともこれは総務のほうですから、どのように考えるか再度お聞きしたいと思うのです。

(総務課長) 参議院選挙のほうと市長選挙を分けて実施するということについては、投票所の設備ですとか、人員とか、そういった観点から分けて実施をせざるを得ないということで、別々の実施ということにさせていただいております。

(中野) 時間がないので、ちょっと最後聞きますが、それも3月定例会で答弁、全く変わっていません。ということは、今後鴻巣市はダブル選挙なりトリプル選挙は絶対行わないと、できない、行わないというか、できないというふうに理解してよろしいかどうかだけ質問しておきま

す。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 38 分)



(開議 午前 11 時 40 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務課長) 先ほども申し上げましたように、設備の都合上、やはり複数の選挙を一遍に執行するというのはかなり、投票に来ていただいた方たちにとってもやりづらいような状況になることが予想されます。例えばですけれども、国の選挙が2つ同日選挙になってしまうとか、そういった場合にはもうやらざるを得ない状況になるかと思えます。一方で、市の選挙などで市のほうでそれを選ぶことができる場合には、やはり投票に来ていただいた方にちゃんとした設備で投票していただくためにも、今後においても大きな制度改正などがない限りはこのような形で実施させていただければと思っております。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) では、質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 簡潔に討論を行います。

今回のデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用について問題があります。市民の貴重な財産を管理するに当たって、公共施設のデジタルデータ実装による施設安全対策強化及び民間活力による遊休資産活用提案誘発事業という名の交付金を受けています。市民の貴重な財産である公共施設を遊休資産などと表現をした内容での事業であり、かつ公共施設を民間のもうけのために活用するような事業であることを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第39号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時43分)